

## 1 公募場所について

福岡市屋台基本条例の趣旨に基づき、  
屋台がまちのにぎわいや人々の交流の場を創出し、  
観光資源としての効用を発揮しながらも、  
市民や地域住民からも親しまれ、  
福岡のまちと共生し存続できる場所として、  
28箇所の公募が可能。

※別紙「公募場所（全体図）」のとおり

### （考え方）

- 屋台が連なり定着している場所  
（「観光スポットエリア」，「商業地域エリア」）
- 条例等の基準を満たし，環境整備ができる場所
- 地域に理解され，道路交通の問題が少ない場所

## 2 募集方法

審査を行う上で、特性が類似している地域を2つのエリアに区分し、募集を行う。

- ①観光スポットエリア（長浜，清流公園 等）
- ②商業地域エリア（天神地区）

- ・特性の似た場所を2つのエリアに区分し，エリアごとに募集
- ・どちらかのエリアを指定して応募
- ・エリアごとに最優秀者から順に，希望場所で営業候補者に決定

## 3 審査方法

審査については，審査部会を設置して行い，各募集区分（エリア）ごとに上位者から順に営業場所を選び営業候補者とする。

# 福岡市屋台公募場所（全体図）

- ... ①観光スポットエリア(13箇所)
- ... ②商業地域エリア(15箇所)
- ※ ●● 内の数字は公募する営業場所の数(28箇所)

